

介護老人保健施設
訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
利用約款

社会福祉法人 長寿村
大田ナーシングホーム翔裕園

介護老人保健施設 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 利用約款

利用者_____様（以下「ご利用者」という。）及び身元引受人は、事業者、社会福祉法人長寿村介護老人保健施設大田ナーシングホーム翔裕園（以下「当施設」という。）と訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

- 第1条 当施設は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的として訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 当施設は、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、両者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日から、基本的には1年ですが、第15条に当てはまらない場合は自動更新になります。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の2週間前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規定の概要）

- 第3条 当施設の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

- 第4条 当施設は、医師の診察に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 当施設は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の目的に従い、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、該当訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
- (2) 利用者が訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

5 当施設は、前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 当施設は、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその身元引受人又はご利用者の家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

7 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、利用者と当施設とは、利用者が変更後に利用する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した別紙重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(担当の理学療法士又は作業療法士)

第5条 当施設は、利用者のため、担当の理学療法士又は作業療法士を定め、利用者に対して訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2 当施設は、担当の理学療法士もしくは作業療法士を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3 当施設は、前項の申し出があった場合、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように担当の理学療法士又は作業療法士を変更します。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

第6条 当施設は、担当理学療法士又は作業療法士を派遣し、別紙重要事項説明書に記載した内容の訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2 当施設は、利用者に対して訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

3 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存いたします。

4 利用者及びその身元引受人又は利用者の家族は、必要がある場合は、当施設に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、当施設の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 当施設は、利用者に対して訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力をお願い)

第8条 利用者は、当施設が利用者のため訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り当施設に協力をお願いします。

(苦情対応)

第9条 当施設は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、当施設が提供した訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスについて利用者、利用者の身元引受人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 当施設は、利用者、利用者の身元引受人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益になるような行動、言動等をおこなうことはありません。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、現に訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに消防機関に通報し、主治医、施設医師、家族、居宅支援事業所等に連絡を取ります。また必要時は救命措置対応を講じます。その後特別区及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録致します。

(費用)

第11条 当施設が提供する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を当施設に支払います。

3 当施設は、提供する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 当施設は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

5 当施設は、利用者が正当な理由もなく訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書における料金表に記載したキャンセル料の支払いを求めることがあります。

6 当施設は、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、事前に利用者に対して文書により通知し、変更の申し出を行います。

7 当施設は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2月以上滞納した場合は、当施設は、30日以上上の期間を定めて、利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときには、当施設は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービス利用について必要な協議を行うものとします。

3 当施設は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文章により解除することができます。

4 当施設は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第13条 当施設は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその身元引受人又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 当施設及びその従業員は、サービス担当者会議等において、ご利用者及びその身元引受人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその身元引受人又は利用者の家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

〈別紙1・2〉

(利用者の解除権)

第14条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 職員による利用者、また家族等に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷(ハラスメント全般)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(当施設の解除権)

第15条 当施設は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、当施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、7日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 当施設は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等と協議し、必要な援助を行います。
- 3 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷(ハラスメント全般)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(契約の終了)

第16条 次に挙げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 2 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかったとき
- 3 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の2週間前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
- 4 利用者が第14条に基づき契約を解除したとき
- 5 当施設が第12条又は第15条に基づき契約を解除したとき
- 6 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 7 利用者が、死亡したとき

(虐待の防止に関する事項)

第17条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 当施設は、当該施設職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとします。

(身体拘束等)

第18条 身体的拘束等の適正化の推進について、当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(損害賠償)

- 第19条 当施設は、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の身元引受人及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、当施設は速やかにその損害を賠償します。ただし、要施設に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生時につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(身元引受人)

- 第20条 当施設は利用者に対し、利用者の身元引受人を求めます。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、当施設に対し、本契約によって発生する一切の債務について、利用者と連帯して支払う義務を負うこととします。

(合意管轄)

- 21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

- 第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者、当施設の協議により定めます。

個人情報保護の利用目的

介護老人保健施設 大田ナーシングホーム翔裕園では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護老人保健施設内部での利用目的
 - ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - ④ 当施設はプライバシーの権利、肖像権・自己決定権の観点から患部等の画像データを用いて治療効果と安全性、治療の妥当性の確認及び比較をさせて頂くことを目的に撮影を行うことがあります。撮影後は写真データとして撮影データは消去します。利用者、家族が閲覧、謄写を求めた場合には、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託(一部委託を含む)
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等への実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供
 - ・厚生労働省への情報提供

令和 6年6月1日
社会福祉法人 長寿村 理事長 神成 裕介

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 長寿村（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（個人情報相談窓口 電話03-3736-1240）までお問合せください。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

令和 6年6月1日
社会福祉法人 長寿村 理事長 神成 裕介

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日より

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代 表 者 名	理事長 神成 裕介
所 在 地・連 絡 先	(住所) 東京都足立区入谷 9-15-18 (電話) 03-3855-6363 (FAX) 03-3855-3630

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	大田ナーシングホーム翔裕園
所 在 地・連 絡 先	(住所) 東京都大田区東六郷 1-12-11 (電話) 03-3736-1247 (デイケア内) (FAX) 03-3736-1241
事業所番号	1357081243 号
管理者の氏名	放生 稔

(2) 事業所の職員体勢

従業者の職種	人 数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1	0	医師：介護老人保健施設管理者を兼ねる
理学療法士	1	1	0	通所リハビリテーションを兼ねる
作業療法士	0	0	0	同上

(3) 職員の勤務体制

事業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）常勤で勤務
理学療法士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務
作業療法士	同上

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	大田区の一部：・六郷（西・東・南・仲）萩中・羽田（本羽田・羽田）・蒲田（西・東・南・本町・新）・糀谷（東・西・北）・大森（北・西・南・東・中・本町）・中央
---------	---

(5) 営業日

営 業 日	月曜日～金曜日（祝祭日含む） *土曜日は要相談
営業時間	8:30～17:30
休 業 日	日曜日・12月31～1月3日

3 サービスの内容

理学療法士や作業療法士がお客様のご自宅を訪問し、お客様の日常生活がより活動的になるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランス等の改善や歩行など各動作能力、日常生活動作能力等の維持改善、精神面では、知的能力や生活意欲等の維持改善、また在宅における家庭環境指導を医師の指示に基づいて行います。

【訪問リハビリサービス料金表】 令和6年6月1日厚生労働省告示

※各料金は単位に地域区分1級地の係数を掛けて計算しています

基本サービス料

	時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	20分	308 単位/回	342 円	684 円	1,026 円
	40分	616 単位/回	684 円	1,368 円	2,052 円
介護予防リハビリテーション費※	20分	298 単位/回	331 円	662 円	992 円
	40分	596 単位/回	662 円	1,323 円	1,985 円

※利用開始日から起算して12月を超えて介護予防リハビリテーションを行った場合は30単位/回の減算となります。ただし3月に1回リハビリ会議を開き、利用者様の状況を共有し、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、リハビリデータを定期的に厚労省へ提出し必要な情報を活用することで減算は行わないこととされています。

要介護利用者の加算 ※加算料金については該当される場合のみ適用となります

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ・3か月に1回リハビリ会議を開催し情報を共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得て医師に報告している場合。	180 単位/月	200 円	400 円	600 円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） ・（イ）に加えリハビリ計画書を厚労省に提出している場合。	213 単位/月	236 円	473 円	709 円
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合 ・加算（イ）又は（ロ）に加えて加算。	270 単位/月	300 円	600 円	900 円
短期集中リハビリテーション実施加算 ・退院（所）日又は認定日から3月以内にリハビリを集中的に行う場合。	200 単位/月	222 円	444 円	666 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ・認知症であると医師に判断され、訪問開始日から3月以内にリハビリを集中的に行う場合。	240 単位/月	266 円	533 円	799 円
退院時共同指導加算 ・理学療法士等が退院前カンファレンスに参加した場合。	600 単位/月	666 円	1,332 円	1,998 円

要支援利用者の加算 ※加算料金については該当される場合のみ適用となります

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算 ・退院（所）日又は認定日から3月以内にリハビリを集中的に行った場合	200 単位/月	222 円	444 円	666 円
退院時共同指導加算 ・理学療法士等が退院前カンファレンスに参加した場合。	600 単位/月	666 円	1,332 円	1,998 円

共通の加算 ※加算料金については該当される場合のみ適用となります

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算（Ⅰ）※勤続7年以上の職員がいる場合	6 単位/回	14 円	28 円	40 円
サービス提供体制加算（Ⅱ）※勤続3年以上の職員がいる場合	3 単位/回	7 円	13 円	20 円

キャンセル料

前日までのキャンセル（前日の17：30まで）	無料
当日のキャンセル	利用料金自己負担分100%

4 費用

(1) 介護保険対象サービス介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割、2割、3割が利用者の負担額となります。

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合であっても保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) 交通費

2の(4)の地域にお住まいの方は無料です。又2の(4)の地域外の方も無料となります。

(3) 利用料金の支払方法

毎月15日までに「4 費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求します。

*指定口座からの自動引き落とし

- ・ご指定の口座より毎月27日に引き落としとなります。
- ・金額は、同封させていただきましたご請求書の金額となります。
- ・なお、今後も口座引き落としのご利用者様にも、ご請求書は送付させていただきますのでご了承ください。
- ・ご入金した際の領収書ですが、口座引き落とし業者（日本信販）からの入金確認となりますので、引き落とし日すぐの発送とはなりませんので、ご了承ください。

*施設指定の口座振り込み

お振込みになる場合には、次の口座をお願いいたします。

なお、振込み手数料はそちら様ご負担をお願い致します。

毎月末までに前月分の利用料を下記口座にしてお支払いください。

銀行名 : さわやか信用金庫

支店名 : 羽田支店 (店舗番号 106)

口座番号 : 普通預金 1018691

口座名義 : フク) チョウジユムラ リジチョウ カンナリ ユウスケ

社会福祉法人 長寿村 理事長 神成 裕介

- ・お振込み名は、ご家族様のお名前ではなく、ご利用者様のお名前をお願いいたします。
- ・入金確認後、領収証を発行します

*当施設窓口への直接支払い

- ・現金でのお支払いの場合は出来るだけ釣銭の無いよう、お願い致します。
- ・事務所の受付時間は、9:00~18:00 となっております。

5 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

本法人は、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等を経営し、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、医学的管理下でのリハビリテーションにより、利用者の身体機能、能力の維持向上により在宅生活が長く継続できることを目的としています。

(2) 運営方針

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

2. 事業所の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、大田区、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) その他

事項	内容
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師及び理学療法士又は作業療法士が、お客様の直面している課題等を評価し、医師の診療及びお客様の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業者研修	年に数回の内部/外部研修 ＊インターネット研修等
第三者評価	上記サービスについて、第三者評価の実施及び開示を実施。（介護老人保健施設のみ） 評価機関：ヒューマンコンサルティング株式会社 受審日：令和5年12月26日（訪問リハビリテーションは実施しておりません）

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 正木 慈 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（3736－1247）デイケア内 面接（当施設1階相談室） 意見箱（当施設入り口に設置）
-------------	--

上記の他、市町村の相談・苦情窓口、東京都国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

- ・大田区 福祉部 介護保険課

電話：03－5744－1258

- ・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当

電話：03－6238－0177

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	所在地	
	及び	
	病院名	
	氏名	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	東京都足立区入谷九丁目 15 番 18 号
電 話 番 号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 - 1 老人短期入所事業
 - 2 老人デイサービスセンター
 - 3 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - 4 老人居宅介護等事業
 - 5 複合型サービス福祉事業
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 訪問リハビリテーション
 - 4 居宅介護支援事業
 - 5 地域包括支援センター
 - 6 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1.	特別養護老人ホーム・・・・・・・・・・	4 か所
2.	養護老人ホーム・・・・・・・・・・	1 か所
3.	軽費老人ホーム・・・・・・・・・・	1 か所
4.	短期入所生活介護・・・・・・・・・・	4 か所
5.	通所介護・・・・・・・・・・	2 か所
6.	認知症対応型通所介護・・・・・・・・・・	4 か所
7.	認知症対応型老人共同生活援助・・・・・・	5 か所
8.	訪問介護事業・・・・・・・・・・	1 か所
9.	看護小規模多機能型居宅介護・・・・・・	4 か所
10.	介護老人保健施設・・・・・・・・・・	1 か所
11.	短期入所療養介護・・・・・・・・・・	1 か所
12.	通所リハビリテーション・・・・・・・・・・	1 か所
13.	訪問リハビリテーション・・・・・・・・・・	1 か所
14.	居宅介護支援事業所・・・・・・・・・・	3 か所
15.	地域包括支援センター・・・・・・・・・・	1 か所
16.	サービス付き高齢者向け住宅事業・・・・・・	1 か所
17.	不動産賃貸業・・・・・・・・・・	1 か所

8 お客様へのお願い

サービス利用時の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス提供票を提示して下さい。

当事業者は、約款及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、当施設および身元引受人各署名押印して利用者、当施設1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業者	住所	: 東京都大田区東六郷1-12-11	
	事業者(法人)名	: 社会福祉法人 長寿村	
	事業書名	: 大田ナーシングホーム翔裕園	
	(事業所番号)	: (1371111830)	
	代表者名	: 理事長 神成 裕介	印

説明者	職名:		
	氏名:		印

介護老人保健施設大田ナーシングホーム翔裕園 訪問リハビリテーション
管理者 放生 稔 殿

私は、約款及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所		
	電話番号		
	氏名		印
家族又は身元引受人	住所		
	電話番号		
	氏名		印

